

令和8年5月13日

第592回 海務協議会議題

1. 令和8年春期取締強化期間の実施について
2. 横浜税関本関庁舎の公開について
3. 国際観光旅客税の改正について
4. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

監視部	小 林 次長
監視部総括許可部門	小 原 統括監視官
”	寺 内 上席監視官

横浜税関からのお知らせ

令和8年 春期 取締強化!




実施期間


5月12日(火)～5月26日(火)

通報・情報提供のお願い

- ▶ 不審な漂流物・漂着物がある
- ▶ 不審な信号・無線交信がある
- ▶ 港で見慣れない車輛・船舶がある

税関HP 
「密輸に関する
情報提供」



税関密輸
ダイヤル 

0120 - 461 - 961
シロイ クロイ
※24時間受付※

メール 

yokohama-mitsuyu
110@customs.go.jp



横浜税関

横浜税関 庁舎公開

2026年6月6日(土) 10時~16時
最終入場 15時30分



カスタム君
Instagram



カスタム君
税関公式X

入場無料
予約不要



カスタム君
にも
会えるよ!!



税関音楽隊の演奏会



3階保存室 特別公開



麻薬探知犬のデモンストレーション



こども制服



庁舎公開HP

詳細は、今後 [横浜税関HP](#) 及び [税関公式SNS](#) にてお知らせします



横浜税関広報広聴室 045-212-6300

[横浜税関](#) 検索

国際観光旅客税の改正について

国際観光旅客税については、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡大・強化を図るための恒常的な財源を確保するために創設され、平成31年（令和元年）1月7日から導入されたところ、令和8年7月1日に1,000円から3,000円へ引上げられるため、同日以後の本邦からの出国については、原則として、引上げ後の税率が適用されます。

《国際観光旅客税の概要》

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者（国際観光旅客等）
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機又は船舶の乗員 ・ 強制退去者等 ・ 遠洋漁業者 ・ 公用機又は公用船（政府専用機等）により出国する者 ・ 本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・ 乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者） ・ 外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・ 2歳未満の者 <p>※本邦に派遣された外交官等の一定の出国については本税を課さない。</p>
税率	<p>令和8年6月30日までの出国：出国1回につき1,000円</p> <p>令和8年7月1日以後の出国(注)：出国1回につき3,000円</p> <p>(注) 令和8年7月1日より前に締結された一定の運送契約による同日以後の出国については、1,000円の税率が適用されます。</p>
徴税・納付	<p>①国際観光旅客事業を営む者による特別徴収 （国際旅客運送事業を営む者の運送による出国の場合）</p> <p>▶国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付</p> <p>（注）国内事業者は税務署、国外事業者は税関に納付</p> <p>②国際旅客等による納付（プライベートジェット等による出国の場合）</p> <p>▶①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国（税関）に納付</p>

《国際観光旅客税の納付先》

対象	納付先	納期限
国内事業者（国内に事業所等がある事業者）	税務署	当該旅客等が出国する月の翌々月末日
国外事業者（国内事業者以外の事業者）	税関	当該旅客等が出国する月の翌々月末日
上記事業者以外の国際船舶等に乗船又は搭乗する国際観光旅客等（プライベートジェット・個人所有ヨット等で出国する者）	税関	国際船舶等に乗船又は搭乗する時